

フランスにおける雇用政策

鈴木宏昌(早稲田大学商学部)

フランスにおける雇用政策の展開(表1-1を参照)

1. 戦後高度成長期(1945～1975年)
労働力政策の主眼は労働力の確保
外国人労働者 / 産業構造の転換に伴う流動化 / 職業訓練・教育の重視
2. 1975～1981年
中道保守政権。雇用・失業政策の柱は労働供給の制限(早期退職・外国人への労働許可の停止など)
3. 社会党政策の積極的雇用政策(1981～1983年)
公務の雇用創出 / 退職年齢の引下げ(60歳へ) / 雇用政策のコストの増加
(GDPの3.51%へ:1976年, GDPの1.5%)。
4. シラク首相の保革共存時期(1986～1988年)
シラク政権による労働市場の弾力化(フレキシビリティ)解雇規制の緩和 / 変形労働時間の拡大など
5. ロカール・ベロゴワ社会党の時期(1988～1993年)
ターゲットを絞った雇用政策(長期失業者・若年労働者など)
6. 中道保守政権(1993～1997年)
中道保守内閣の下、使用者負担の軽減が雇用政策の柱となる。
7. ジョスパン政権時代(1997～2002年)
ジョスパン首相により労働時間短縮(ワークシェアリング)が政策の中心へ。35時間制または年間1600時間と企業への助成(社会保険料の軽減)
8. 最近(2002～)
まだ明確な雇用政策へのスタンスは打ち出していない。

総括

- (1) 雇用関係の支出の拡大(表1-2)

支出項目については相当の変化(早期退職 職業訓練など)

(2) 雇用政策の効果を評価する試みが行われている

(ただし長期と短期で評価が異なることが多い)

(3) 保革でかなり明白なスタンスの違い

保守の目標は市場のフレキシビリティの拡大(ただし大きな制度変更は少ない)

革新はより能動的な雇用政策を求める傾向(1981～1983年の積極的雇用政策、1998～2002年 週35時間制)

.労働時間短縮と雇用

* 労働時間短縮(週35時間制)は大胆な試み、したがって議論が鋭く対立。

オーブリ法、とくにオーブリ法2は複雑な構造。

* オーブリ法1. 週39時間から週35時間への大幅な時短を奨励(社会保険料の長期減額)。雇用目標の設置が条件

* オーブリ法2. 法定労働時間の削減。しかし実労働時間の再定義により実質的な効果は薄くなる。実態は週2時間位の短縮と休暇の増加

* 保守政権の下でどうなるか現在のところ不明。

* 時短の評価

(1) 労働と生活の接点としての時間短縮

(2) 雇用の質に着目

(3) 企業レベルにおける労使関係の活性化

.雇用政策の認識

(1) マクロの経済政策のバックアップの役割

失業保険など counter-cyclical な効果

(2) 雇用政策の主体 Etat Providence の時代は終わる。

(地域 アソシエーションなど)

(3) 社会的弱者への救済の必要性

保革とも共通の認識(雇用政策と生活扶助)

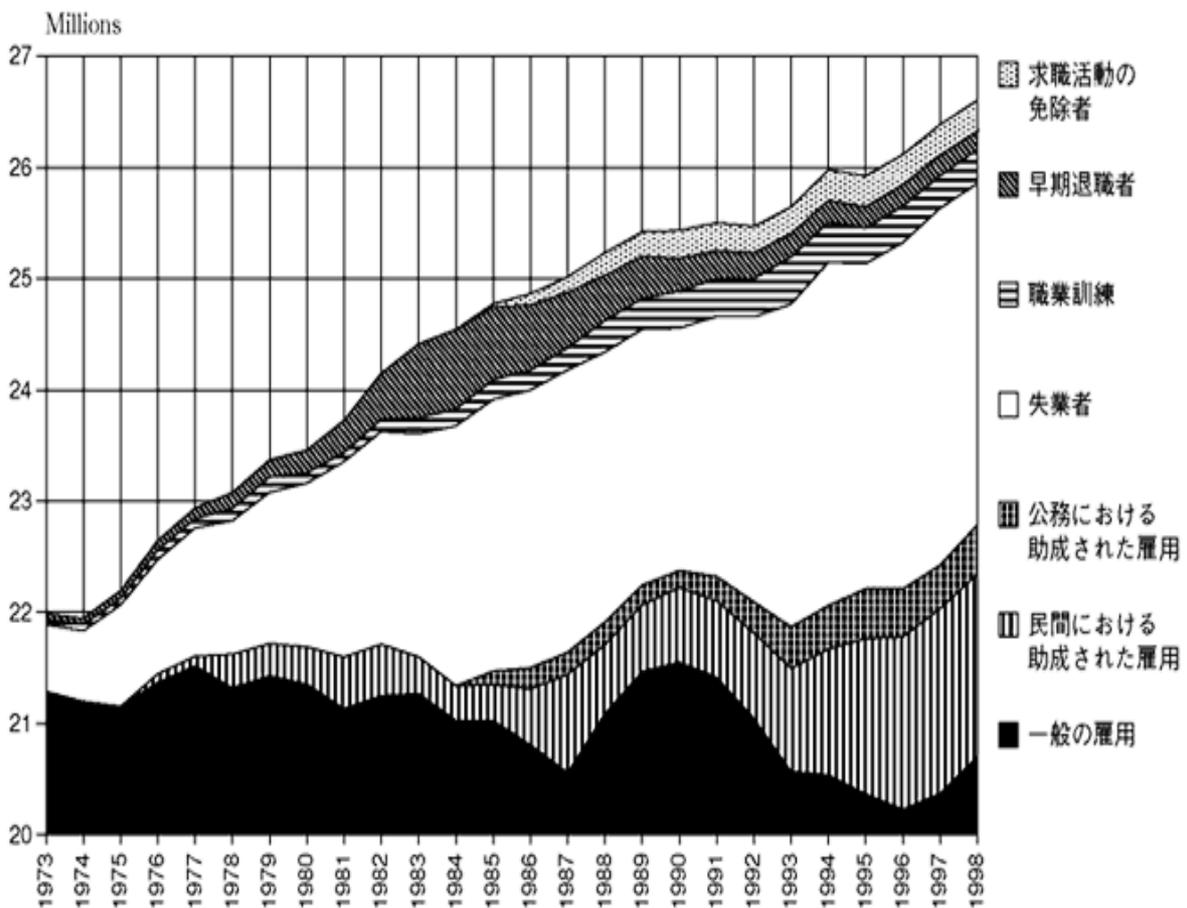
(4) 構造的な政策の必要性

教育・訓練など。(教育への投資は1980年代に先進国で共通した政策)

(5) 雇用の質の変化にどう対処するか

(労働時間の短縮はその一つの試みでもある)

図1-1 フランスの雇用・失業・雇用政策上の雇用の推移(1973-1998年)



資料出所：DARES.

表1-1 主な雇用政策の推移

	首相	
1974～1976年	シラク (保守)	①不況にさらされる企業への助成 ②解雇手続きの規制強化 ③失業給付の改善 ④外国人労働者の新規ビザの発行停止 (1974年7月)
1976～1981年	バール (保守・中道)	①産業転換への援助(鉄鋼造船) ②労働力供給の制限(移民労働者の帰国奨励・早期退職制度化) ③若年層の職業訓練の強化
1981～1984年	モーロワ (社会党)	①公務における雇用創出 ②労働時間短縮 ③60才定年(年金受給年令の引下げと減額早期退職。1983年)
1984～1985年	ファビウス (社会党)	緊縮政策への転換 ①若年労働者への雇用促進 (TOC公共的雇用の創設。1984年) ②長期失業者を対象とした再訓練計画
1986～1988年	シラク 保守 (保守共存)	①労働市場の弾力化 (解雇規制の緩和、有期雇用に関する規制緩和、変形労働時間の拡大) ②若年労働者の雇用促進のために社会保険料の使用者負担の免除 ③長期失業者への援助
1988～1993年	ロカール ベロゴコワ (社会党)	①RMI 若年層への最低社会給付の創設 ②長期失業者を雇用する企業に対する助成金 ③パートタイム雇用の促進(社会保険料の使用者負担の免除) ④失業給付の制限
1993～1995年	バラデュール (保守・中道) (保守共存)	①労働費用の軽減 (低賃金層の家族手当の保険料免除) ②労働時間の弾力化
1995～1997年	ジュベ (保守)	①低賃金層に関して使用者負担の軽減 ②ロピアン法
1997～2002年	ジョスバン (社会党) (保守共存)	オーブリ法Ⅰ(1998) 若年雇用の促進 オーブリ法Ⅱ(2000)

表1-2 雇用関係の支出

	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
支出総額(10億フラン)	10	13	20	25	33	45	54	65	89	117	141	153
そのうち												
失業補償(%)	19	20	34	38	38	38	42	40	43	41	31	32
早期退職(%)	16	15	13	13	12	13	15	17	20	25	37	35
職業訓練<失業者>(%)	15	12	11	11	14	17	13	13	11	10	9	9
職業訓練<就業者>(%)	41	42	31	28	24	20	19	17	15	13	13	13
その他の支出(%)	10	11	10	10	12	11	12	12	11	10	10	11
GDPにおける比率	0.90	1.03	1.37	1.50	1.72	2.05	2.18	2.31	2.83	3.23	3.51	3.51
	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	
支出総額(10億フラン)	170	183	192	201	202	219	242	265	295	294	291	
そのうち												
失業補償(%)	33	35	37	38	39	40	42	43	42	40	39	
早期退職(%)	34	30	26	22	20	17	13	11	10	10	10	
職業訓練<失業者>(%)	9	11	11	13	13	14	14	14	15	14	13	
職業訓練<就業者>(%)	13	13	14	15	17	17	17	16	15	16	16	
その他の支出(%)	11	12	12	11	11	13	14	15	18	20	23	
GDPにおける比率	3.62	3.62	3.60	3.51	3.28	3.37	3.57	3.79	4.16	3.98	3.80	

資料出所: DARES [1997]